

公益社団法人

鹿児島県宅地建物取引業協会会長 殿

鹿児島市長 下鶴 隆央  
(資産税課扱い)

### 住宅用家屋証明の未入居の申立書の一部見直しについて

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

かねてから、本市行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、住宅用家屋証明の未入居の申立書について、一部を見直しいたしましたので、ご多忙中誠に恐縮ですが、貴会員の方にご周知くださいますようお願い申し上げます。

また、住宅用家屋証明に係る適用要件、必要書類等は国の見直し等により変更の可能性がございますので、本市及び国のホームページで最新の情報をご確認くださいようお願い申し上げます。

#### 記

#### 1 見直し内容

##### ○入居予定日の期間について

これまで、単身赴任の場合、原則として「申立日時点で、配偶者、子等親族が当該家屋に住民登録している場合のみ」としていたものを、「配偶者、子等親族の期限は、次の②その他と同じ取扱い」とします。

##### ① 単身赴任

申請者本人の期限はないが、当該事情が解消次第直ちに入居すること。

配偶者、子等親族の期限は、②その他と同じ取扱いとする。

##### ② その他

1年以内

※引越し準備の場合、1、2週間程度

※入居可能になり次第直ちに入居すること。

##### ○「現在家屋の処分方法」と「入居が登記の後になる理由」に関する注意書きを記載

「現在家屋の処分方法」と「入居が登記の後になる理由」について、国の通知内容、入居予定日が申立日から2週間程度を超える場合の添付書類を、注意書きに記載

#### 2 適用日

令和6年6月12日（水）

※適用日前の取り扱いは、なお従前の例によります。

※当面は旧様式での受付もいたしますが、添付書類等の取り扱いは新様式（鹿児島市HPでダウンロード可）に記載のとおりです。

#### 3 その他

○住宅用家屋証明申請書（複写式）が必要な方は、資産税課又は各税務課の窓口にお問い合わせください。また、申立書等は本市ホームページに掲載していますのでご活用ください。

#### 4 問い合わせ先

鹿児島市資産税課

電話 099-216-1179又は1180